

# バイナリー・オプション取引に関する ワーキング・グループ (第 1 回)

日 時：平成 2 5 年 7 月 2 9 日（月） 1 6 時～ 1 7 時

場 所：日本証券業協会 第 7 会議室（東京証券会館 6 階）

議 案： 1．WG のスケジュール・運営要領について  
2．バイナリー・オプション取引の現状の整理

以 上

## 「バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ」設置要綱

平成 25 年 7 月 26 日

日本証券業協会

### 1. 設置の趣旨

いわゆるバイナリー・オプション取引のうち一部のものについて賭博性が高いといった指摘を受け、公益及び投資者保護の観点から、取引期間などについて定めた「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正が、本年 7 月 3 日付で行われたところである。

今般、同改正を踏まえ、本協会においても、有価証券関連のバイナリー・オプション取引に関し、投資者保護の観点から、本協会の自主規制として必要な措置について検討を行うため、金融商品分科会の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

### 2. 検討事項

有価証券関連のバイナリー・オプション取引に関する以下の事項について検討する。

- (1) 取引期間及び期限並びに権利行使価格の設定方法などの商品内容の規制について
- (2) 顧客への情報提供、顧客管理及び取引管理について
- (3) その他バイナリー・オプション取引に関連する事項について

### 3. 構成

- (1) 本ワーキング・グループの人数は 10 名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループの委員は、協会員の役職員をもって構成する。
- (3) 本ワーキング・グループには、主査を置く。
- (4) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

### 4. 事務の所管

本ワーキングの庶務は、本協会 自主規制本部 公社債・金融商品部が担当する。

以 上

## 「バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ」委員名簿

平成 25 年 7 月  
日本証券業協会

|        |         |                       |                               |
|--------|---------|-----------------------|-------------------------------|
| 主 査    | 雑 賀 基 夫 | ( 松 井 証 券 )           | コンプライアンス部長                    |
| 委 員    | 青 山 広 木 | ( 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 ) | 商 品 戦 略 部<br>企 画 課 副 参 事      |
| 〃      | 今 井 秀 明 | ( 楽 天 証 券 )           | 株式デリバティブ事業部長                  |
| 〃      | 江 原 直 子 | ( ゴールドマン・サックス証券 )     | 証券コンプライアンス部 部長<br>ヴァイス・プレジデント |
| 〃      | 大 塚 彰 久 | ( S M B C 日 興 証 券 )   | デリバティブ商品部<br>第 二 商 品 組 成 課    |
| 〃      | 岡 本 啓 司 | ( マ ネ ッ ク ス 証 券 )     | 営 業 企 画 部 長                   |
| 〃      | 功 刀 敏 彦 | ( み ず ほ 証 券 )         | コンプライアンス統括部<br>ヴァイスプレジデント     |
| 〃      | 小 池 一 弘 | ( I G 証 券 )           | 代表取締役社長 C E O                 |
| 〃      | 佐 藤 基   | ( 大 和 証 券 )           | エクイティ部 担当部長 兼<br>企 画 課 長      |
| 〃      | 高 野 修 次 | ( G M O ク リ ッ ク 証 券 ) | 常 務 取 締 役                     |
| 〃      | 筒 井 真 一 | ( 三 井 住 友 銀 行 )       | 投 資 銀 行 統 括 部 長<br>担 当 次 長    |
| オブザーバー | 三 澤 正 実 | ( 金 融 庁 )             | 監 督 局 証 券 課<br>課 長 補 佐        |

以 上 12 名  
(敬称略・五十音順)

## 「バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ」スケジュールについて（案）

| 日程（仮）          |                      | 内容                                                                                                                        |
|----------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回          | 7 月 29 日（月）<br>16 時～ | ○メンバー紹介・WGのスケジュール・運営要領について<br>○バイナリーオプション取引の現状整理<br>・バイナリーオプションの位置づけ、規制動向<br>○本WGにおける論点整理（意見募集）<br>・検討対象の整理<br>・規制の検討論点整理 |
| 第 2 回          | 8 月 7 日（水）<br>14 時～  | ○本WGにおける規制の検討対象の整理<br>○規制概要 事務局案提示（意見募集）                                                                                  |
| 第 3 回          | 8 月 21 日（水）<br>10 時～ | ○個別論点議論①<br>商品内容<br>（取引時間・間隔・権利行使価格の追加設定・2WAY 表示等）                                                                        |
| 第 4 回          | 8 月 28 日（水）<br>午後    | ○個別論点議論②<br>顧客への情報提供（確認書・基礎知識の確認・損益実績）<br>顧客管理（開始基準・損失上限等）、取引管理（モニタリング等）                                                  |
| 第 5 回          | 9 月 4 日（水）<br>午後     | （予備日）                                                                                                                     |
| 第 6 回          | 9 月 11 日（水）<br>午後    | ○規則案提示                                                                                                                    |
| 第 7 回          | 10 月 1 日（火）<br>午後    | ○規則案（修正版）提示⇒パブコメ案確定                                                                                                       |
| 第 8 回<br>（最終回） | 10 月 30 日（水）<br>午後   | ○パブコメの結果及び規則（案）について                                                                                                       |

12 月 1 日規則 施行

## 「バイナリー・オプション取引ワーキング・グループ」運営要領（案）

### 1. ワーキング・グループの運営

- 「バイナリー・オプション取引ワーキング・グループ」（以下「本WG」という）の議事の手続その他の本WGの運営に関しては、この運営要領によるところとする。

### 2. メンバー各社の出席者及び出席人数について

- 本WGにおけるメンバー各社の出席者及び出席人数は、各回の検討テーマ等に応じて、弾力的に扱うことができるものとする。  
各社の出席人数は最大2名までとするが、出席状況によっては、バックテーブル席での出席をお願いする場合もある。

### 3. 審議内容等の公表について

- 本WGの議事概要については、各会合ごとに事務局が作成し、本WGメンバーの確認を得た後、協会WAN及び協会HPに掲載する。

### 4. 配布資料の取扱いについて

- 本WGで用いた資料については、原則として、上記3. の議事概要の掲載の際に併せて掲載する。  
ただし、資料中に業務上の秘匿事項を有する内容が含まれている場合及び資料の内容を鑑み掲載することが適当でないと本WGが判断する場合は、この限りでない。

以 上

# 第1回 バイナリーオプションワーキング・グループ ～バイナリーオプション取引の現状整理～

平成25年7月29日

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

## 目次

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1. 「バイナリーオプション取引」とは          | P 2 |
| 2. バイナリーオプションの取扱い状況          | P 4 |
| 3. バイナリーオプションの取引例            | P 6 |
| 4. バイナリーオプションの規制動向           | P 9 |
| 5-1. 金融商品取引法上の規制             | P10 |
| 5-2. バイナリーオプションに関する法規制等      | P12 |
| 6. 金先協におけるバイナリーオプション取引に関する規制 | P16 |
| 7. 日証協における主な規制               | P17 |
| 8. 本WGにおける論点(案)              | P18 |

# 1. 「バイナリーオプション取引」とは



## (1) バイナリーオプション取引とは

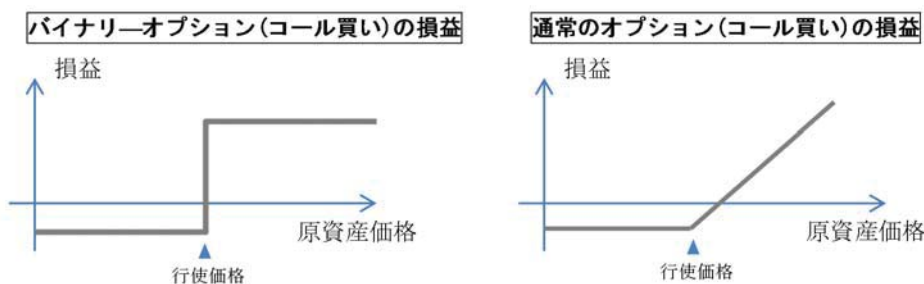
### ■ バイナリーオプション (Binary Option 通称:BO) 取引とは、

将来ある時点(又は期間)の為替・株価指数等の騰落を二者択一で選ぶオプション取引。

※Binary = 2値の、2変数の、2元の、双対{そうつい}の

オプションが行使された際のペイアウト額(権利行使に伴うオプションの売り手から買い手への支払い)が、オプション行使時点の原資産価格に依存せず、あらかじめ定められた一定額となるオプションである。

一方、権利行使されなかった場合のペイアウト額がゼロとなるのは、通常のオプションと同様である。



2

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

# 1. 「バイナリーオプション取引」とは



## (2) バイナリーオプション取引の取扱い経緯

- 1990年代以降、機関投資家向け商品として外国為替市場で行われてきた商品。
- 最近はインターネット等を経由して、個人向けを中心に取引が拡大している。
- 米国においては上場の取引所であるNADEX (North American Derivatives Exchange) において、上場商品があるが、国内においては上場のバイナリーオプションはない。



・通貨バイナリーオプションのみ。  
・円取引額はペイアウト金額に基づく。

(注)金融先物取引業協会の公表資料より、日証協にて作成。

3

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

## 2. バイナリーオプションの取扱い状況



### (1) 取扱会社

- 通貨を原資産として取扱っている会社(6社)
- 有価証券関連(株式指標)を原資産として取扱っている会社(1社)

### (2) 投資対象(原資産)

- 通貨関連・・・米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、ユーロ/米ドル等
- 有価証券関連(株式指標)・・・日経平均、NYダウ、FTSE等

### (3) 市場規模

- バイナリーオプション取引は拡大基調にあるが、出来高はFXの1%未満。  
2012年第4四半期の出来高は、バイナリーオプションが2,349億円に対し、  
FXは1,020兆6,235億円。

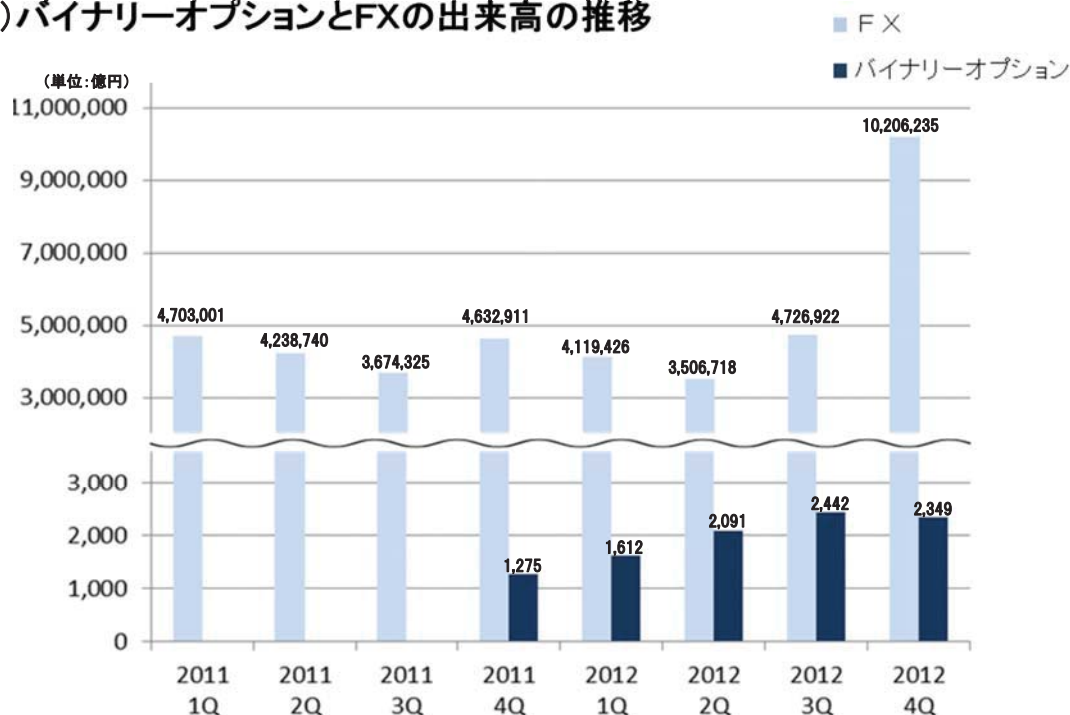
4

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

## 2. バイナリーオプションの取扱い状況



### (4) バイナリーオプションとFXの出来高の推移



・通貨バイナリーオプションのみ。  
・円取引額はペイアウト金額に基づく。

(注)金融先物取引業協会の公表資料より、日証協にて作成。

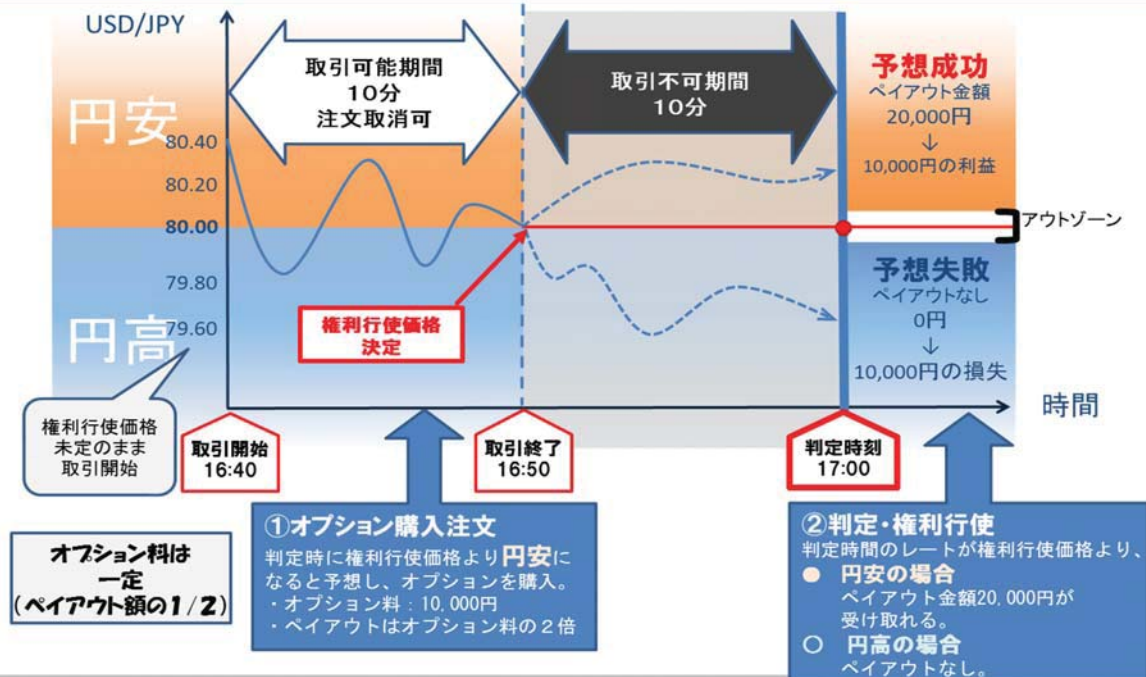
5

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

### 3. バイナリーオプションの取引例

#### (1) オプション料固定型

判定時刻17時に権利行使価格よりも円高か円安かを予想し、オプション料(プレミアム)を支払いオプションを購入する。予想通りとなった場合には、オプション料の2倍のペイアウト金額を受け取る。



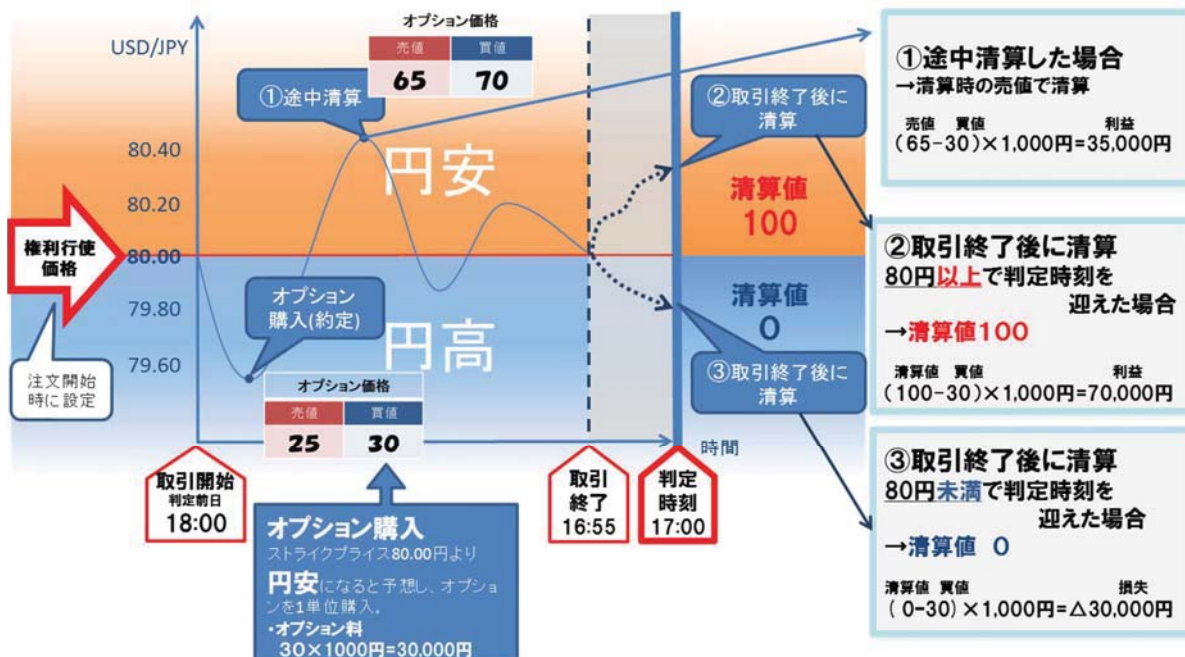
6

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

### 3. バイナリーオプションの取引例

#### (2) オプション料変動型

「判定時刻17時に80.00円以上に上昇した場合に100を受け取る」オプションの売買。オプション価格の時価により途中清算可能。予想通りとなれば、100で清算されたペイアウト金額が受け取れる。



7

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

### 3. バイナリーオプションの取引例



#### (1) バイナリーオプションに共通する特徴

- 損失額は、買いの場合は最大でオプション料、売りの場合はペイアウト金額に限定される。
- 権利行使価格を超えるか否かなどの二者択一。

#### (2) 社会的な批判を受けた点

○以下のような商品性により、顧客に過度の投機的取引が行われるおそれがある点。

- 「円高か」「円安か」といった騰落を予想するだけであること
- 5分、10分といった短時間で結果が出ること(1日に100回以上も繰り返し取引が可能であること)
- オプション購入時(約定時)において、権利行使価格が決定していない商品があること
- 判定時までには途中清算(反対売買)できない商品があること 等

○複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず、一見単純な商品であるとの誤解を招きやすい点。

### 4. バイナリーオプションの規制動向



#### 【金融先物取引業協会(金先協)】

- 平成24年9月  
バイナリーオプションワーキング第1回開催
- 平成25年4月  
バイナリーオプションワーキングの最終報告を公表  
＜6か月後を目途に新規制を実施＞
- 平成25年7月  
「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」制定  
(8月1日施行 一部経過措置あり※)

#### 【金融庁】

- 平成25年7月  
「個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制」として  
金商業等府令・監督指針を公布 (8月1日施行 一部経過措置あり※)

(※) 平成25年11月末  
金商業等府令・監督指針、金先協規則 経過措置期限

## 5-1. 金融商品取引法上の規制



### (1) 金商法上の区分と主な個人向け商品

|               | 有価証券関連     |                                                                                  | 通貨関連       |                            |
|---------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------|
|               | 店頭         | 上場                                                                               | 店頭         | 上場                         |
|               | 第一種金融商品取引業 |                                                                                  |            | 第二種                        |
| 先物取引<br>／先渡取引 | 証券CFD      | TOPIX先物(TSE)<br>日経225先物(OSE)<br>日経平均VI(OSE)<br>JGB先物(TSE)<br>株365(TFX)           | 外国為替証拠金取引  | 取引所FX(OSE)<br>クリック365(TFX) |
| オプション<br>取引   | バイナリーオプション | TOPIXオプション(TSE)<br>日経225オプション(OSE)<br>有価証券・個別証券オプション(TSE、OSE)<br>JGB先物オプション(TSE) | バイナリーオプション | 本邦では<br>対象商品なし             |

※ TSE: 東京証券取引所  
OSE: 大阪証券取引所  
TFX: 東京金融取引所

10

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

## 5-1. 金融商品取引法上の規制



### (2) 店頭有価証券関連デリバティブ取引に適用される主な金商法上の規制等

- ・ 契約締結前交付書面等の交付義務、説明義務【法37条の3、業等府令117条1項】
- ・ 勧誘規制【法38条4・5・6号、令16条の4】
  - ✓ 不招請勧誘の禁止
  - ✓ 勧誘受託意思の確認
  - ✓ 再勧誘の禁止
- ・ レバレッジ規制【業等府令123条】
- ・ 分別管理義務【法43条の2】

11

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

### (1) 特定店頭オプション取引とは

いわゆる「バイナリーオプション取引」を、金商業等府令では「特定店頭オプション取引」としている。

#### 特定店頭オプション取引

以下のすべてにあたるもの（金商業等府令123条6項）

- ✓ 店頭デリバティブ取引
- ✓ 金商法2条22項3号（オプション取引）又は4号（指数オプション取引）
- ✓ オプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるもの

※ 個人に限定していない。

※ 原資産は限定していない。（金商法上の金融商品・金融指標を対象）

### (2) 府令上の主な規制内容

（平成25年8月1日施行、11月30日まで経過措置あり。）

個人向け特定店頭オプション取引について以下の点を義務づける。

- ✓ 顧客に対し、権利行使価格を事前に提示すること
- ✓ 取引期間・期限を、顧客が取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとする。

### (3) 監督指針における留意事項

(平成25年8月1日施行、11月30日まで経過措置あり。)

#### ② 特定店頭オプション取引に係る留意事項

いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。

そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。

(「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)」より抜粋)

### (3) 監督指針における留意事項

#### ② 特定店頭オプション取引に係る留意事項

- 商品性
  - ・ 取引期間・取引期限について
  - ・ 権利行使価格について
  - ・ 取引の公正性について
  - ・ 取引価格(対価)について
- 顧客管理・取引管理
- 顧客への情報提供
- 適切な取引条件

- 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則
- 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン  
(平成25年8月1日施行、11月30日まで経過措置あり。)

- 総則
  - ・ 目的及び定義
- 取引の内容等
  - ・ 取引期間、売買制限、取引方法、取引価格の提示等、  
権利行使価格の行使時期、権利行使価格の設定
- 業務管理
  - ・ 取引概要の公表、広告審査、取引開始基準、基礎知識の確認、  
取引説明書、確認書の徴求、取引基準の設定及び管理、  
取引の執行、価格等の点検、取引結果の公表
- 雑則
  - ・ 準用

16

## 7. 日証協における主な規制

### (1) 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

本規則において、有価証券関連デリバティブ取引については、以下の義務が課されている。

- ①重要な事項についての十分な説明【3条4項】
- ②取引開始基準の制定【6条】
- ③注意喚起文書の交付【6条の2】
- ④確認書の徴求(契約を初めて締結しようとする時、契約を締結しようとするとき)  
【8条】
- ⑤デリバティブ取引等の節度ある利用【11条2項】

### (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

17

## 8. 本WGにおける論点(案)



本WGでは、以下のような論点について、検討していくこととしてはどうか。

- 本WGにおいて規制の検討対象とする取引(次頁の取引案をご参照ください。)
  - 個人向け
  - 有価証券関連デリバティブ取引
  - 特定店頭オプション取引のうち、単一の商品性で、継続的に提供される取引
- 商品内容の規制
  - ・ 権利行使価格の設定方法について(追加設定の方法など)
  - ・ 取引時間について(最短取引時間など)
  - ・ 取引間隔について(異なる指標を参照するOPの取引間隔など)
- 顧客への情報提供
  - ・ 情報提供について
  - ・ 広告の審査態勢の整備について
- 顧客管理及び取引管理
  - ・ 取引開始基準について
  - ・ 取引限度額の設定について

18

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

## 8. 本WGにおける論点(案)



本WGにおいて規制の検討対象とする取引(案)

- 対象顧客
  - 個人
- 参照資産
  - 有価証券指標
  - (法28条8項4号ハ(スワップション除く)又は二に掲げる取引)
- いわゆるバイナリーオプション取引
  - 特定店頭オプション取引のうち、単一の商品性で、継続的に提供される取引

※特定店頭オプション取引  
以下のすべてにあたるもの(金商業等府令123条6項)

- ✓ 店頭デリバティブ取引
- ✓ 金商法2条22項3号(オプション取引)又は4号(指数オプション取引)
- ✓ オプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるもの

19

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

。金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（禁止行為）</p> <p>第百十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一（二十八）（略）</p> <p>二十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第十六項から第十八項までにおいて同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として有価証券関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号、次号及び第十六項から第十九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号</p> | <p>（禁止行為）</p> <p>第百十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一（二十八）（略）</p> <p>二十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第十六項及び第十八項において同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として有価証券関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号、次号及び第十六項から第十九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第</p> |

及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）の額に当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第十六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

イハ（略）

二 法第二十八条第八項第四号二に掲げる取引

三十 三十四（略）

2 6（略）

7 第一項第二十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。ただし、当該各号の通貨関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

十三項から第十五項までにおいて同じ。）の額に当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第十六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

イハ（略）

（新設）

三十 三十四（略）

2 6（略）

7 第一項第二十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。

一 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

イ (略)

ロ 法第二條第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。)

ハ (略)

二 顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

8 第一項第二十八号及び第六項の「維持必要預託額」とは、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額(これらの額が当該各号の通貨関連デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額)をいう。ただし、当該各号の通貨関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払ふこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合  
当該各通貨関連デリバティブ取引の額

二 複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合  
当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前項

イ (略)

ロ 法第二條第二十二項第三号に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。)

ハ (略)

二 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

8 第一項第二十八号及び第六項の「維持必要預託額」とは、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額(これらの額が当該各号の通貨関連デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額)をいう。

一 当該額を、顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合  
当該各通貨関連デリバティブ取引の額

二 当該額を、複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合  
当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <p>第一号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額</p> <p>9 (略)</p> <p>10 前三項の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>一 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引 当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引 次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引 同項第三号又は第四号に規定する権利を行使することにより成立する同項第三号イ若しくはロに掲げる取引又は同項第四号に規定する取引</p> <p>ハ (略)</p> <p>11 }<br/>16 (略)</p> |  |
|  | <p>額から前項第一号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額</p> <p>9 (略)</p> <p>10 前三項の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>一 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引 当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二十二項第三号に掲げる取引</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引 次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二十二項第三号に掲げる取引 同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引</p> <p>ハ (略)</p> <p>11 }<br/>16 (略)</p>                                 |  |

第一項第二十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するとき、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該個別株関連店頭デリバティブ取引の額（当該個別株関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

二 顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該株価指数関連店頭デリバティブ取引の額（当該株価指数関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第二号において同じ。）に百分の十を乗じて得た額

三 顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該債券関連店頭デリバティブ取引の額（当該債券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第三号にお

第一項第二十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該個別株関連店頭デリバティブ取引の額（当該個別株関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

二 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該株価指数関連店頭デリバティブ取引の額（当該株価指数関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第二号において同じ。）に百分の十を乗じて得た額

三 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該債券関連店頭デリバティブ取引の額（当該債券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第三号

いて同じ。）に百分の二を乗じて得た額

四 顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額（当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハ又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第四号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

五 顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引と当該個別株関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハ又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引と当該株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハ又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて

において同じ。）に百分の二を乗じて得た額

四 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額（当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第四号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

五 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引と当該個別株関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引と当該株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて

得た額に百分の十を乗じて得た額

七 顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引と当該債券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引と当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらのその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

18 第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額をいう。ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引

じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引と当該債券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引と当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらのその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

18 第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額をいう。

がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行う各個別株関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各個別株関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

二 顧客が行う各株価指数関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各株価指数関連店頭デリバティブ取引の額に百分の十を乗じて得た額

三 顧客が行う各債券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各債券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二を乗じて得た額

四 顧客が行う各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

五 複数の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引の額

一 当該額を、顧客が行う各個別株関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各個別株関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

二 当該額を、顧客が行う各株価指数関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各株価指数関連店頭デリバティブ取引の額に百分の十を乗じて得た額

三 当該額を、顧客が行う各債券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各債券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二を乗じて得た額

四 当該額を、顧客が行う各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

五 当該額を、複数の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 当該額を、複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の株価指数関連店頭デリバティブ

の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 複数の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

19  
(略)

20 前三項の「個別株関連店頭デリバティブ取引の額」、「株価指数関連店頭デリバティブ取引の額」、「債券関連店頭デリバティブ取引の額」又は「その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に

ブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 当該額を、複数の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 当該額を、複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

19  
(略)

20 前三項の「個別株関連店頭デリバティブ取引の額」、「株価指数関連店頭デリバティブ取引の額」、「債券関連店頭デリバティブ取引の額」又は「その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に

定める額をいう。

一 法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引以外の個別株  
関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引  
、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デ  
リバティブ取引 当該個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指  
数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又  
はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券の価  
格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得  
た額

二 法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引 同号八又は  
二に規定する権利を行使することにより成立する同号八(1)若しく  
は(2)に掲げる取引又は同号二に規定する取引に係る有価証券の価  
格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得  
た額

21・22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる  
おそれがあるもの)

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は  
、次に掲げる状況とする。

一 二十一の三 (略)

二十一の四 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を  
講じていないと認められる状況

定める額をいう。

一 法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引以外の個別株関連店  
頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券  
関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバテ  
ィブ取引 当該個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連  
店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその  
他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券の価格又は  
有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

二 法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引 同号八に規定する  
権利を行使することにより成立する同号八(1)又は(2)に掲げる取引  
に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数  
又は数量を乗じて得た額

21・22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる  
おそれがあるもの)

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は  
、次に掲げる状況とする。

一 二十一の三 (略)

(新設)

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ①に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。イにおいて同じ。）が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。ロにおいて同じ。）に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）を提示すること。

ロ 特定店頭オプション取引の取引期間及び期限を、顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとする。

## 二十二丁二十九（略）

### 2（略）

3 第一項第二十一号の二の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同

## 二十二丁二十九（略）

### 2（略）

3 第一項第二十一号の二の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同

号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号若しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4 第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

5 （略）

6 第一項第二十一号の四の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 （略）

2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引又は第四百十六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものを除く。第四百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金

号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号又は第二号に掲げる取引に係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4 第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）をいう。

5 （略）

（新設）

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 （略）

2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引に該当するものを除く。第四百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>           3 第一項第一号の「通貨関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。<br/>           一、二 (略)         </p> <p>           (金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)<br/>           第百四十五条 (略)         </p> <p>           2 前項の財産及び同項各号に掲げるものには、第百四十三条第二項に規定する顧客が担保に供した金銭及び前条第三項に規定する契約により金融商品取引業者等が消費できる有価証券等を含まないものとする。         </p> | <p>           3 第一項各号の「通貨関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。<br/>           一、二 (略)         </p> <p>           (金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)<br/>           第百四十五条 (略)         </p> <p>           2 前項の財産及び同項各号に掲げるものには、第百四十三条第三項に規定する顧客が担保に供した金銭及び前条第三項に規定する契約により金融商品取引業者等が消費できる有価証券等を含まないものとする。         </p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この府令は、平成二十五年八月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に次の各号に掲げる取引につき業務を行っている金融商品取引業者等（金融商品取引法（以下「法」という。）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次条において同じ。）については、この府令の施行の日（同条において「施行日」という。）から起算して四月を経過する日までの間は、当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新令」という。）第百十七条第一項第二十九号  
八又は二に掲げる取引 同号並びに同条第十七項、第十八項及び第二十項

二 新令第二百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に該当するものに限り、これに類似する新令第二百二十三条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引（法第二条第二

十二項第三号又は第四号に掲げる取引に該当するものに限る。） 新令第一百七条第七項、第八項及び

第十項並びに第二百二十三条第三項及び第四項

三 店頭デリバティブ取引（新令第一百六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものに限る。） 新

令第四百四十三条第二項

第三条 この府令の施行の際現に新令第二百二十三条第六項に規定する特定店頭オプション取引につき業務を行っている金融商品取引業者等については、施行日から起算して四月を経過する日までの間は、同条第一項第二十一号の四の規定は、適用しない。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行                                                                                                                                                       | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>（略）</p> <p>IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>（略）</p> <p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> | <p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>（略）</p> <p>IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>（略）</p> <p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>（略）</p> <p><u>IV－3－3－4 業務執行態勢</u></p> <p><u>（1）特定店頭オプション取引に係る留意事項</u></p> <p><u>いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引（金商業等府令第123条第6項に規定する特定店頭オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。</u></p> <p><u>そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。</u></p> <p>① 商品性に係る留意事項</p> <p><u>店頭デリバティブ取引業者は、自社の提供する個人向けの特定店頭オプション取引について、金融商品取引としての適切性及び健全性を確保するため、以下の点に留意しているか。</u></p> <p><u>イ. 取引期間・取引期限について</u></p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p><u>a. 取引期間（取引開始時刻から判定時刻までの期間）について、過度の投機的取引を助長するような短い期間に設定していないか。</u></p> <p><u>b. 同一の銘柄に係る各取引期限の間隔について、過度の投機的取引を助長するような短い間隔に設定していないか。また、異なる銘柄（通貨ペア等）に跨る取引期限に関し、合理的な理由がないにもかかわらず、互いに短い間隔のずれを設けることにより、銘柄を跨って反復・継続的に過度の投機的取引を助長するような形となっていないか。</u></p> <p><u>c. 取引期間中、取引期限に至るまで、可能な限り、顧客の買付取引注文又は売付取引注文（新規取引注文を含む。）に応じているか。</u></p> <p><u>ロ. 権利行使価格について</u></p> <p><u>a. 顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、取引期間の開始前に、取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）を決定・提示しているか。</u></p> <p><u>b. 過度の投機的取引を助長するような、取引期間の開始時点の原資産の価格から著しく乖離した価格に権利行使価格を設定していないか。</u></p> <p><u>ハ. 取引の公正性について</u></p> <p><u>同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に提供する方法、又は、権利行使価格について、全ての顧客が損失を被る場合が発生するような設定（いわゆる「総取り」）を排除する方法により、店頭デリバティブ取引業者のみが有利となる取引条件を取り除いているか。</u></p> <p><u>二. 取引価格（対価）について</u></p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p><u>権利行使期間、権利行使価格及び原資産の価格等に照らし、公正な方法により取引価格（対価）を算出しているか。</u></p> <p>② <u>顧客管理・取引管理に係る留意事項</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引業者は、個人向け特定店頭オプション取引について、例えば以下の点に留意して、顧客の属性等に応じた適切な取扱いを行っているか。</u></p> <p><u>イ. 顧客の知識・経験・資力に応じた取引開始基準を設定しているか。</u></p> <p><u>ロ. 顧客の属性に応じた取引限度額を設定し、モニタリングを行っているか。</u></p> <p>③ <u>顧客への情報提供に係る留意事項</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引業者は、顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、個人向け特定店頭オプション取引について、そのリスク、商品内容及び損益実績等について、必要かつ十分な説明・情報提供を行っているか。また、店頭デリバティブ取引業者の広告により、投資者が過度な期待や誤った認識を持つことがないよう、広告・宣伝の適正化や適切な広告審査態勢の整備を行っているか。</u></p> <p>④ <u>適切な取引条件に係る留意事項</u></p> <p><u>イ. 取引条件の算出根拠の開示について</u></p> <p><u>顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、十分に顧客に説明しているか。</u></p> <p><u>ロ. 取引停止（いわゆる「売切れ」）について</u></p> <p><u>取引停止は顧客へのサービスの中断、流動性の供給の停止となることを踏まえ、顧客への影響を考慮し、以下の対応を行っているか。</u></p> <p><u>a. 顧客に対し、事前に取引停止の判断基準を説明しているか。</u></p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行                                                                                                 | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>IV-3-3-4 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢<br/>(略)</p> <p>IV-3-3-5 有価証券店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢<br/>(以下略)</p> | <p><u>b. 取引停止の発生時に、発生した旨及びその理由をホームページ等に公表するほか、文書で保存しているか。</u></p> <p><u>c. 取引停止の発生時に、担当部署以外の第三者等による発生原因の解明やモニタリングを行い、再発防止に取り組んでいるか。</u></p> <p><u>ハ. 取引条件に関するモニタリングについて</u><br/><u>取引価格や判定価格について、担当部署以外の第三者等によるモニタリングを行い、適切性を検証しているか。</u></p> <p><u>(2) 監督手法・対応</u><br/><u>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の業務執行態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢<br/>(略)</p> <p>IV-3-3-6 有価証券店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢<br/>(以下略)</p> |

## 個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション規制について

平成25年7月3日、[金融商品取引業等に関する府令（府令）及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（指針）の改正](#)により、通貨関連店頭バイナリーオプションを含む特定店頭オプション取引について、新たな規定等が設けられました。これに伴い平成25年7月18日、一般社団法人金融先物取引業協会では、[個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則（BO規則）](#)並びに同規則に係る[ガイドライン（BOガイドライン）](#)を制定し、本協会に所属する金融商品取引業者及び登録金融機関に対し、継続的かつ反復して取引が可能な通貨関連店頭バイナリーオプションを個人のお客様に提供する場合の提供方法等のルールを決定いたしました。なお、平成25年7月18日現在、国内において、国内居住者である個人のお客様に通貨関連店頭バイナリーオプション取引を提供する金融商品取引業者又は登録金融機関は全て本協会の会員です。

以下に、ルールの概要を紹介します。

### [Ⅰ. 商品性に関するルール](#)

### [Ⅱ. 取引開始手続き等のルール](#)

### [Ⅲ. 取引時のルール](#)

### [Ⅳ. 情報提供・広告のルール](#)

### [Ⅴ. その他](#)

### [Ⅵ. 施行・経過措置](#)

## 参考

金融商品取引法により、金融商品取引業者等は、お客様との取引を行う場合、店頭通貨関連バイナリーオプション取引が、お客様に適した金融商品であるか確認するために、お客様の個人情報その他の事項をお尋ねしています。このうち、お客様にバイナリーオプション取引を正しくご利用いただくために必要となる知識について、いくつかのご質問などを用い、確認させていただくこととしています。バイナリーオプション取引のための基礎的な知識の確認例として、参考問題とその解答を掲載いたしましたので、ご活用ください。

[参考問題はこちら](#)

[参考問題の解答はこちら](#)

[証券取引等監視委員会＜情報受付＞](#)

[プライバシーポリシー](#)

[お問い合わせ](#)

[協会への案内図](#)  
(PDF)

[無登録の海外所在業者による勧誘について](#)

[免責事項／著作権について](#)

Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

## 取扱ルールの概要

### I. 商品性に関するルール

#### 短時間のHIGH/LOWの禁止

通貨関連店頭バイナリーオプションの権利行使価格は、判定時刻の2時間以上前に決定します。

原則として、取引期間(時間)中の権利行使価格は固定します。

お客様の注文の都度、注文時のアツザマネーを権利行使価格とする取引の仕組みを利用することはできません。

#### 最低取引期間(時間)

お客様との取引開始から判定時刻までの期間(時間)は、当面の間、2時間以上とします。

(注)お客様との取引自体は2時間以内においても可能です。

#### 判定時刻の間隔

原則として、判定時刻の間隔は2時間以上とします。

1営業日に設定できる判定時刻の最大数は12回となります。

#### いわゆる「総取り」の禁止

会員が、お客様の投資できない価格帯を設けることを禁止します。

このため、取扱業者は、バイナリーオプション取引について、買付(ロング)だけでなく、売付(ショート)取引を取り扱うか、その他、業者側が総取りとならない仕組みをもって、バイナリーオプション取引を提供します。その他の仕組みの一例としては、同じ権利行使価格とするコールオプション(判定価格が権利行使価格より上のときにペイアウトを受け取る権利)とプットオプション(判定価格が権利行使価格より下のときにペイアウトを受け取る権利)の買付取引を同時にお客様に提供する方法があります。

#### 取引期間中の売買・ポジション解消機会の提供

取引の開始時点から判定時刻の直前まで、お客様がいつでも取引できるようにします。

取引が成立し、お客様が保有するポジションについて、判定時刻の直前まで、ポジションの解消に応じます。

(注)判定時刻前、取引可能な最終時刻については、業者が決定します。

(注)ポジションの解消方法には、反対売買や解約など複数の方法があり、取扱業者により異なります。

## 2WAY方式による価格提示

原則として、バイナリーオプションの取引価格は、FXと同様に、オファー価格（お客様の買付価格）とビット価格（お客様の売付け価格）を同時に提示します。

ただし、コールオプションとプットオプションを用い、買付取引のみを取り扱う場合には、お客様のポジションを解消するための価格を常時提示します。

（注）取引価格が随時更新されるため、FXと同様に、スリッページが発生することがあります。

## 価格の表示および決定方法

あらかじめ定められた権利行使価格に基づき、オプション価格を表示し、お客様と取引します。

取引期間開始後のオプション価格は、判定時刻までの間、原資産となる通貨ペアの価格変動やオプションの残り時間などを反映して変動します。

なお、取引画面などにおいて、ペイアウト倍率（ペイアウト額をオプション価格で除した値）を中心に表示し、お客様と取引することは禁止されています。

（注）お客様がペイアウト倍率を投資判断にご利用されること自体を制限するものではありません。

## 高ペイアウト倍率設定の禁止

取引開始時点で著しく高いペイアウト倍率となる権利行使価格を設定することは禁止です。

なお、取引期間中に、原資産である通貨ペアのレート（通貨レート）の変動によって、通貨レートと設定する権利行使価格とのかい離が著しく、お客様との円滑な取引に支障を来すと判断した場合には、権利行使価格を途中で追加することがあります。

（注）権利行使価格の途中追加自体は、既にお客様が保有するポジションの価格に、直接、影響を与えるものではありません。

## Ⅱ. 取引開始手続き等のルール

### 適合性の確認の徹底

金融商品取引法により、本協会の会員である金融商品取引業者及び登録金融機関は、お客様との取引開始に先立ち、お取引する金融商品（取引方法を含みます）がお客様に適したものであることを十分に確認することが求められています。バイナリーオプションは、いわゆる金融デリバティブ商品（取引）であり、権利行使価格を上回るか下回るかでペイアウトが決まるという表面上の取引の簡明さとは裏腹にその仕組み自体は複雑で、投資元本を失う恐れがあり、お客様が期待する投資成果を得るためには、知識や経験が必要であると考えられるため、本協会の会員が個人のお客様に通貨関連店頭バイナリーオプション取引をご提供するときには、他の金融商品（取引）よりも、一層、慎重にお客様の適合性を確認させていただき、お客様にとって無理のない投資を行っていただくよう、各社が取引条件を定めることとしています。主な点は以下の通りです。

### 知識の確認

バイナリーオプション取引を行うにあたり、必要と思われる基礎的な知識について、お客様のご理解の程をご確認いたします。バイナリーオプション取引を取り扱う会員各社では、ホームページなどを通じて、バイナリーオプション取引にかかる基礎的知識の学習コンテンツをご提供いたします。取引のお申込み前にご自身で基礎的知識をご確認いただくことをお勧めします。

なお、基礎的知識が十分でないと判断した場合には、お取引の手続きを停止いたしますが、各社の学習コンテンツなどにより、基礎的知識を補完いただき、後日あらためて、取引開始のお手続きを進めてください。

## 取引経験

バイナリーオプション取引をお始めいただくには、原則として、あらかじめ流動性の高い金融商品やFX、有価証券オプション、商品先物などのデリバティブ取引について、一定程度の投資経験をお持ちであることが必要です。

(注)お客様の投資経験の年数、対象とする金融商品の内容については、会員各社がそれぞれ設定する基準によります。

## 限度額のご申告

お客様より、一定期間内における取引総額、あるいは損失限度額、お預かりする証拠金額など、各会員が設定する事項に基づき、お客様から限度額をご申告いただき、限度額に達した場合にはお客様にお知らせするなどの取引管理を行います。なお、バイナリーオプション取引をヘッジ目的でご利用いただく場合には、ヘッジの対象とする資産の種類、金額等を併せてお伝えください。

(注)ご申告いただく限度額の種別については、会員により異なります。なお、ご申告いただいた額が、会員が別に定める取引限度額を上回る場合には、会員が定める限度額をもって取引管理を行います。

## 確認書のご提出

FXなど、金融先物取引につきましては、従来から、お客様より確認書を頂いておりますが、その内容を更新し、バイナリーオプション取引にかかるリスクを中心とする事項について、ご理解・ご同意を確認させていただきます。なお、本確認書に記載する事項については、お客様にお渡しする取引説明書その他資料にて、その詳細を記載いたしますので、よくお読みいただき、ご理解の上、確認書をご提出ください。

## Ⅲ. 取引時のルール

### お客様の取引状況の確認

お客様のお取引の状況について、適宜、確認し、取引限度額等に達した場合には、お客様にお知らせします。なお、限度額に達した旨のお知らせの後、所定の時期までに、取引状況が取引限度額を下回るための措置が取られない場合には、各会員の判断により、新規のお取引を中止することがあります。

(注)所定の時期や取引限度額を下回るための具体的な措置については、会員により異なります。

### お取引の継続

原則として、取引期間中は中断することなく、お客様とのお取引を行います。ただし、通貨市場の急変や会員の財政状態に甚大な影響を与える恐れがある状況などが生じた場合には、やむを得ずお取引を中断することがあります。

(注)お取引を中断させていただく具体的な状況などにつきましては、各会員の取引説明書その他資料をご確認ください。

## 取引価格の適正化

バイナリーオプションの取引価格は、各会員が定める理論式を基に決定します。各社の定める理論式の概要については、お客様にお渡しする取引説明書その他資料の中に記載してありますので、ご確認ください。

(注)バイナリーオプションは判定時刻に消滅することから、判定時刻が近付くにつれて、バイナリーオプションの価格は、スプレッド(業者が提示する買付価格と売付価格の差)が急速に広がる場合があります。

## 取引業務の監督

お客様とのお取引が適切に行われているか、会員内部のチェック体制の充実を図ります。具体的には、お客様に提示、約定する価格や判定価格、権利行使価格の設定が適切であったのか、適宜、取引を執行する部門以外の部門(第三者部門)がデータをもって点検します。取引期間中に取引が停止するなど、異常な取引が発生した場合も同様に、第三者部門が異常の生じた原因などを確かめ、お客様に結果をお知らせします。なお、価格データにつきましては、事後検証を可能にするため、3年間、保存し、お客様から取引価格などについてクレームをいただいた場合には、必要に応じて、原データをお示しします。

# IV. 情報提供・広告のルール

## 取引概要の公表

各会員が取り扱うバイナリーオプション取引の概要については、各会員のホームページを通じて、一般に公表されています。お取引を始める前の自習用に利用できるほか、各会員の取引内容の相違などについて、具体的にご確認いただくことができます。

## 商品説明の充実

バイナリーオプションの仕組みや取引リスクなどを十分にご理解いただくため、取引概要その他の事項を記載した資料を取引説明書に併せてお客様にご提供します。

(注)取引説明書の中に全て記載する場合があります。

## 取引中断のご報告

やむを得ず、取引期間中にお客様とのお取引を中断する場合には、速やかにお客様にご連絡し、併せて、各会員のホームページを通じて広く情報を公表いたします。

取引中断の原因が分かり次第、その原因と対策について、別途、お客様にご報告いたしますと共に、各会員のホームページを通じて広く情報を公表します。

## 取引結果の公表

毎月の、お客様のお取引全体の状況を集計し、公表します。

(注)公表内容は、お客様からお支払いいただいた総額に対する顧客様がお受け取りになった総額の割合と取引いただいた口座数に対する月間の損益がマイナスとなったお取引口座の割合です。

## 広告の適正化

お客様とのお取引を扇動するような表現や方法による広告を行わないように、各会員の広告審査を徹底します。

(注)いわゆるキャッシュバックについてもお取引の扇動につながる可能性が高いことを十分に認識して広告審査を行います。

## V. その他

### 必要証拠金、ロスカット、証拠金管理

具体的な証拠金率、ロスカットの取扱につきましては、各会員において定められています。  
なお府令により、以下のことが定められています。

個人のお客様が行う店頭通貨オプション取引については、お客様とのお取引の成立後直ちに必要証拠金をお預けいただく必要があります。

売付(ショートポジション)取引の場合は、取引するバイナリーオプションのペイアウト額が必要証拠金額となります。

証拠金取引の場合、一営業日の終了時点で保有するポジションの評価損等の影響により、お預かりした証拠金額が必要証拠金額を下回る場合には追加証拠金が必要となります。追加証拠金が所定の期限に預託いただけない場合には、会員の判断により、ポジションを整理(清算)します。なお、清算の結果、お客様からお預かりした証拠金を損失額が上回る場合には、その差額をご請求いたします。また、店頭通貨関連バイナリーオプション取引の証拠金を他の通貨関連デリバティブ取引と区分して管理する場合は、バイナリーオプション自体は、必要証拠金を上回る損失が発生しないことから、追加証拠金が必要となることはありません。

営業時間中のポジション再評価の結果、ロスカット水準に達した場合には、ロスカットを行います。なお、店頭通貨関連バイナリーオプション取引の証拠金を他の通貨関連デリバティブ取引と区分して管理する場合は、バイナリーオプション自体は、証拠金を上回る損失が発生しないことから、ロスカットすることはありません。

通貨関連店頭バイナリーオプション取引の証拠金は、FXと同様に、会員の財産とは別に区分管理し、お預かりする金銭は信託会社において金銭信託いたします。

### 苦情・相談

お客様の苦情、会員とのトラブルにつきましては、FXと同様に、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。

同センターの所在地、連絡先などにつきましては、[同センターのホームページ](#)をご覧ください。

## VI. 施行・経過措置

府令、指針、協会規則につきましては、平成25年8月1日を施行日(ルールの適用を開始する日)としています。このため、平成25年8月1日以降、本協会の会員が、新たに個人のお客様を対象とする通貨関連店頭バイナリーオプション取引に新規参入する場合には、以上のルールを全て満たして、業務を開始することとなります。なお、平成25年8月1日以前に取扱を開始した会員(既存取扱会員)については、平成25年11月30日までの経過措置期間が設けられています。既存取扱会員は、経過措置期間中、速やかに新ルールに適応するか、業務を廃止することを前提に、平成25年8月1日以前のバイナリーオプション取引を継続することができます。ただし、新ルールに適応する状態となるまでは積極的な営業を行いません。

その他個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション取引ルールについて、詳しく知りたい場合には、本協会のBO規則、ガイドライン等をご覧ください。

[個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則](#)

[個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン](#)

[通貨\(通貨指標\)を原資産とする個人向け店頭バイナリーオプション取引にかかる自主規制の在り方\(最終報告\)](#)

[ページトップへ](#)

[証券取引等監視委員会<情報受付>](#)

[プライバシーポリシー](#)

[お問い合わせ](#)

[協会への案内図](#)

[\(PDF\)](#)

[無登録の海外所在業者による勧誘について](#)

[免責事項／著作権について](#)

Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.